

「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助」の概要

1 補助対象・要件

(アとイのいずれか、または両方を満たすこと)

ア 一人でも時間外・休日労働時間が年960時間を超える医師（勤務医）がおり、36協定で時間外・休日労働時間の上限について960時間を超えて締結しているか、締結に向けて見直しを予定・検討していること。

イ 自医療機関での時間外・休日労働時間は年960時間以内であるが、他の医療機関での勤務と通算して時間外・休日労働時間が年960時間を超える医師（勤務医）がいること。

- 別添「補助対象チャート」におけるいずれかの「基金事業対象」に該当すること。
- その他「神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱」の（別添9）の3交付要件を満たすこと。

2 補助額

- 病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数（診療所においては一律20床として換算）に乗じて得た額を補助額の基準とし、次に記載の補助内容に対応する経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助額とする。
- 医療提供に関する実績について、緊急事態宣言期間の実績を控除し、同等の期間を遡及して実績を求めることなど、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じる。

（注）新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）（令和2年8月31日厚生労働省保険局医事課事務連絡）等

3 補助率

- 資産形成経費：10分の9
- その他経費：10分の10

4 補助内容

	補助内容	内訳
形成 経費 資産	ICT等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムやAI問診システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
② その他 経費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者研修費補助：医師事務作業補助者に必要な研修受講料を補助
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等導入経費補助：看護補助者の新規採用に係る人件費を補助
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職人件費

5 令和5年度実施分スケジュール（予定）

令和5年	9～10月	申請受付
同	11～12月	交付決定
令和6年	4月	実績報告
同	5月	額の確定、補助金交付